

## 株式会社ナカムラ 虐待防止のための指針

### 1. 目的

この指針は、株式会社ナカムラが運営する事業に関し、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が安心してサービスを利用できるように支援することを目的とする。

### 2. 虐待の防止に関する基本的な考え方

当法人では障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待等の「虐待」は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する下記のいかなる行為も行わないものとする。また、虐待とは言い切れないが、適切ではないケアについても「不適切ケア」と認識し、虐待同様の重大な問題として扱うこととする。

全ての職員は本指針に従って、誠実に業務にあたり、虐待・不適切なケア（以下、「虐待等」とする）が発生しないよう、日々、ケアの質の向上に努めるものとする。

- ・身体的虐待

暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

- ・介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、利用者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させる行為

- ・心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与える行為

- ・性的虐待

本人が同意していない、性的な行為やその強要

- ・経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為

### 3. 虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

(1) 当法人は、虐待の防止及び早期発見・早期対応への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置する。

(2) 委員会の委員長は法人の代表者が務める。委員長は虐待防止責任者とする。

(3) 委員会の委員は各事業所の管理者又はサービス提供責任者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者）とする。委員は各事業所1名以上とし、必要に応じて追加できるものとする。委員は虐待防止担当者とする。

(4) 委員会は、原則として6ヶ月に1回以上開催し、法人内で虐待事例が発生した場合等、必要時には随時開催する。

(5) 委員会は身体的拘束適正化検討委員会・感染対策委員会と一体的な運用を可能とする。

(6) 委員会の検討事項は主に次の通りとする。

- ①虐待が起こらない組織、環境づくりに関すること
- ②虐待防止に関連する内容について、職員への周知・研修に関すること
- ③虐待防止のための指針、マニュアルや規程等の整備・改定に関すること
- ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤虐待や不適切なケア又はそれが疑わしい状況が発生した場合の調査・報告に関すること
- ⑥虐待や不適切なケアの原因分析、再発防止策に関すること
- ⑦その他、虐待防止に関連する必要な事項

(7) 委員会を開催した場合、その内容、検討結果は職員に周知徹底する。

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 虐待防止のための研修は、以下の通り実施する。

- ・新規採用時
- ・定期的な研修を年1回以上の頻度で行う。

(2) 研修内容は虐待防止委員会で検討するものとし、法改正等を踏まえて、必要に応じて研修内容を変更する。

#### 5. 事業所内で発生した虐待の報告方法などの方策に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合、虐待防止委員会が速やかに事実関係を調査し、利用者に対して必要な対応を行うとともに、利用者及びそのご家族、市、関係する事業所等に報告を行う。

(2) 調査の結果、職員が虐待等をしたことが判明した場合、役職等の如何を問わず、厳正に対処する。

(3) 調査の結果は書面で残し、事業所にて保管する。必要な関係者には書面で報告を行う。

(4) 緊急性の高い事案については、市や警察等の協力を仰ぎ、利用者の人権・生命を最優先に対応する。

#### 6. 虐待等発生時の対応に関する基本方針

1. 職員が虐待等を行った可能性がある場合、前項に記載した対応を行う。

2. 職員以外が虐待等を行った可能性がある場合、以下の通り、速やかに関係機関に通報し、必要な対応を行う。

- ・利用者が障害者の場合：市の障害者虐待の相談窓口
- ・利用者が高齢者の場合：市の高齢者虐待の相談窓口又は地域包括支援センター
- ・利用者が児童の場合：市の児童虐待の相談窓口

#### 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として事業所に備え、利用者及びそのご家族からの求めに応じ、誰でも閲覧できるようにするとともに、事業所のホームページにも公開する。

## 8. その他必要な事項

虐待防止のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて虐待防止委員会にて検討し、決定する。

## 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。